

保護者の皆様

徳島文理中学校

徳島文理高等学校

インフルエンザ感染症による出席停止について

学校において生徒がインフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。再登校に際しては、下記の項目について医師にご確認の上、下記に保護者が記入・押印し、登校する際に担任へ提出してください。

インフルエンザによる 出席停止期間の基準	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。(ただし、症状がないこと)
-------------------------	---

	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

切り取り不要

年 月 日

徳島文理中学校・高等学校 学校長様

インフルエンザ感染症報告書

【受診日】 年 月 日

【医療機関名】 ()

【医師の指示による療養期間(出席停止期間)】

年 月 日から 年 月 日まで

中・高 年 組 番 氏名 ()

保護者氏名 (印)